

戦国大名後北条氏の百姓と侍

Farmers and Warriors of the Gohojōs during the Warring Period

小 和 田 哲 男

Tetsuo OWADA

(昭和五十一年九月十日受理)

はじめに

戦国大名権力の基礎が、村落における有力名主層、つまり、村落共同体の支配的階層におかれていたことは、もはや異論のないところであろう。近年の戦国大名研究が戦国期村落、とりわけ、村落の有力名主としての土豪層の実態分析とその動向に集中しつつあるのも当然といわなければならない。

しかし、彼ら有力名主層、すなわち、ふつう土豪とよばれる村落共同体支配層の性格規定を、従来は、私も含めて、武士でもあり農民でもある、いわゆる「兵農」といった兵農未分離状態の存在としてイメージ化しすぎたきらいがあったのではないかと思われる。

戦国大名の基礎構造がそうした有力名主層におかれていたことをはじめて論証された菊池武雄氏が明らかにした、戦国大名今川氏の軍事力の末端につらなる寄子としての彼ら有力名主層の性格^①というもの

が、そのまま、戦国大名家臣としての土豪の概念として定着してきたと考えられる。そのように固定化した土豪層の姿というものが一般的な土豪像として描かれることには問題がある。

本稿は、第一に、戦国期において、土豪とよばれ、姓を有する村落の有力名主層が、実態において、すでに「武士」と「農民」すなわち、侍Ⅱ軍役衆と百姓とに分離していたことを後北条氏の例から論証し、第二に、「小田原衆所領役帳」の貫高が知行高であることを検討し、最後に、後北条氏領国下の名主を、幕藩体制下の名主の先駆として位置づけ、全体として、戦国期土豪の実態にせまろうとするものである。

註① 菊池武雄「戦国大名の権力構造―遠州蒲御厨を中心として―」（『歴史学研究』一六六号）。

一、分離していた百姓と侍

別稿「後北条氏領国下の農民諸階層^②」において、私は下中村上町分

検地帳の検討を通じて農民の諸階層を、

- A 有姓農民（地主的・家父長的奴隷主）
- B 単婚家族の小経営農民
- C 小経営+Aの小作
- D Aの家内奴隷||下人

の四つに分類したが、本稿ではその内のAの有姓農民の存在について注目したい。つまり、下中村上町分検地帳の七二名の名請農民に、田島保有面積の多い順からいえば、舟津・久保・伊奈・石塚・内山・小林といった、少なくとも六人の有姓農民が、後北条氏の年貢負担者、すなわち「百姓」として掌握されている点である。

このことは、同じレベルの土豪でありながら、一方は百姓としてつかまれ、一方は軍役衆として把握されるが、その場合、有姓か無姓かがメルクマールではないという点が明らかである。つまり、有姓農民||土豪||侍分とはならないということである。

このことは、すでに、相模国斑目郷における「己巳歳斑目郷風損之佗言百姓中頻而申ニ付而、検見之上自今以後之納所引方共ニ定事」^⑤にみえる有姓農民の存在が確認されていること、および百姓誰々という形で広汎にみられることなどによって、すでに周知の事実^⑥に属するが、ここでいくつか具体例を提示して検討してみることにしよう。

まず、伊豆国泉郷から欠落した七人の百姓の召還に関する後北条氏の虎印判状^⑦の書き出しに、

泉郷百姓窪田十郎左衛門者欠落之事

とあり、泉郷に居住し、七人もの欠落していった小作人を抱える大経営の百姓である。

同じく欠落関係の文書であるが、「上田掃部助知行戸森之郷百姓深谷兵衛尉年貢引負、欠落岩付領一本木之宿ニ有之由申上候」とみえている。また、宛名に百姓誰々とみえる場合も数例を数えることができ、永禄八年（一五六五）と推定される四月二〇日付北条氏照印判状の宛名は「水口百姓北嶋弥十郎」となっており、「鳩ヶ谷百姓船戸大・学助」とみえる天正七年（一五七九）六月二〇日付、虎印判状も同様な例である。

このように村落における有姓の百姓の広汎な存在が戦国時代に検証されるわけであるが、従来いわれるごとく、有姓農民が果たして侍分であることを意味するのだろうか。私は、百姓と侍分とはすでに峻別されていたと考えるのである。恰好の検討素材を一つ例示しよう。「北条五代記」巻六に、「百姓けなげをはたらく事」として次のような話がある。やや長文にわたるが、主要部分を抄録してみる。

（前略）敵数度返しあはせた、かふ故、味方に手負人多し。され共退口、一足も前へと心ざすゆへ、首は一つも取えず。敵をば百余人討捕、其首どもを氏政の旗本へ持来て、実検す。其中に、岩井の百姓二人、手柄の首をとる。其内一人は侍と相討なり。氏政此よしきこしめし、「侍の首取事は常也。百姓軍中に入、侍と相並で首取は珍事也。先二人の百姓を最前に召出し、賞祿をあてをこなはるべし」と仰により、二人の百姓御まへに参候す。一人申けるは「それ

がし岩井の百姓にて候が、味方毎夜草に臥候を、兼て存ずる故、其心がけ有て、竹鎗一挺支度いたし、今夜の夜討に味方の中へくはり、さんのみだした、かふ時に、敵とそれがし、たがひに鎗ぐみ、それがし左のかいなを一鎗つかれ候へ共、敵をつき臥、首取て候」と申。氏政聞召「百姓として気なげのはたらき、奇特」の旨、直に御ほうび有て、後御感状にいはいはく、「此度佐竹義重、常陸の国へ出陣し、岩井の郷へ敵夜討の刻、岩井の百姓味方の陣へはせくはり、前登せんとうにすゝみ、敵とたがひに鎗組、其身手負といへ共、終には敵をつき臥、首討取事、関八州無双の剛民、一人当千の働前代未聞の故に、百余討捕首の内をいて一番の高名と、着到にしるす者也。此度の勲賞に、百姓を点じ侍とし、在名を用ひ岩井を名のり、官は兵庫助になし下さる。今日より岩井兵庫助と名付べし。其上岩井の郷を領知し、永代子々孫々他のさまたげ有べからず、御はたもとに罷有て、以来忠功をはげますにをいては、かさねて賞をあてをこなはるべき者也」と云々。(後略)

この合戦は、北条氏政と佐竹義重が、元龜二年(一五七二)の秋、現在の茨城県猿島郡岩井町のあたりで衝突したときのものであるが、岩井の百姓二人が敵佐竹側の侍の首をとったことを伝えている。

この物語から重要なことが二点うかがわれる。第一は、氏政の言葉にもあるように、侍が首を取ることは常のことだが、百姓が首をとることは珍らしく、「前代未聞」のことであったという点で、すでに合戦は侍の仕事として分業が確立していたことを意味する。第二点は、

戦国大名後北条氏の百姓と侍

この勲功によって、「百姓を点じ侍」となったことである。百姓から侍への上昇の動きが認められ、しかも、その動きが百姓の側からの要求としてあったことを看過するわけにはいかないと思われる。

従って、彼らの働きと意志、および上級領主いかによって、侍にもなり、百姓にもなるという存在であった。たとえば、上野国三波川の飯塚氏の場合、この地域が武田氏の領国に組み込まれていた時代には飯塚氏は明らかに侍であった。飯塚文書^⑤の一つに、

知行方

八貫文 本領北谷大なら 馬助分

仁貫文 本領同所 抱分

壹貫五百文 本領同所 大沢

六貫文 本領なや之内 兒玉分

五貫文 安保之内 小暮分

五貫文 同所 内作分之内

五貫文 安保之内

以上

右之地一人之所二候へ共、別走廻在之候由候間、任置候、猶奉公可為肝要者也、仍如件、

刁(天正六年)

七月一日 (長井) 政実(花押)

飯塚和泉守殿

とあって、合計三三貫五〇〇文を知行する侍であった。しかも、「弓やり以下道具したく尤候」と、侍としてのたしなみを命ぜられていた部分である。

しかし、時代が下り、この地域が後北条氏の鉢形領にくみこまれるや、直轄領となり、飯塚和泉守は、受領名もそのままに、名主として、百姓身分として掌握されることになった。

さて、そうした百姓と侍との峻別が、最も顕著にみられるのは、伊豆国西浦の大川氏の場合ではなからうか。他の、内浦・西浦一帯の侍として知られる三津の松下三郎左衛門、あるいは獅子浜の植松佐渡守、江梨の鈴木丹波守等々に比して、階層的にも、また在地に占める実力といった点でも遜色のない大川氏が、侍にならず、百姓として君臨していたのである。大川氏は、後北条氏の虎印判状の宛名に「西浦百姓大川兵庫助」等とみえ、一貫して百姓であったことが明らかである。そのからくりを解く重要な文書を次に検討してみよう。

重洲網所三帖之分、退転之所、弁済之事、
余浦へ申付候、然ニ彼網所退転之由申候て
人ハ有之由申候へ共、御番肴無調故、網所
同網所付之田畠屋敷等相副、御番肴弁済之
仁ニ相渡候、此上者三津・長浜・向海・重
寺之面々相談、ともく公方役走廻、此内
申付候ハ、如前々網所をも可相抱候、た
まく在所へ罷歸而又不可致欠落候、何方

へ罷給候共、人之主ニハ難成候世ニ落候へ
ハ、侍もかちはたしにて人之こんかうをと
り候事眼前候、畢竟無心を致勘忍果而御百
姓をいたすへき擬肝要之由可有^(異力)見候、以
上

癸酉

九月十七日

^(後平)
「長浜」

^(後平)
「安藤」
豊前(花押)

大川殿

重洲

土屋殿

退転之網所

三帖之衆

この文書では、最後の文言に特に注目したい。後北条氏の重臣、特に財政的な部門で大活躍をした安藤豊前守の書状であり、彼が、大川氏や土屋氏などの有姓百姓に対し、侍も徒歩裸足で、人のこんかう(草履)を取るようになることは眼前であり、時代がかわって、人の主になりがたい世に落ちついてしまった、だから百姓としてやっていけということ述べている。

すでに安良城盛昭氏も触れているように、⁽¹⁰⁾確かに大川氏は、自分の決意いかんによっては侍に転化することも容易な階層であったはずである。にもかかわらず、侍に転化せず、百姓としてそのまま在村して

いたことの意味を考えずにはいられない。

百姓と侍分とは、検地増分をめぐっても、全くあい異なる扱いをうけていた。侍の場合は、増分（加地子得分）は給恩として多くの場合宛行なわれ、大幅な免除がなされていたのに対し、百姓の免除はほとんど認められなかったのである。このような事実から、戦国大名による検地の施行が、事実上分かれていた武士と百姓身分をはっきり確認することを意味していたとする議論も成り立つのである。この点は、兵農分離の一步としても重要と思われる。もちろん、侍といっても、近世のいわゆる常備軍団化した武士ではなく、あくまで戦時に軍役を勤めるというだけで、直接農業経営にタッチしている部分であることはいうまでもない。実態としては、百姓の上層と同じく、自らの手作地を家内奴隷¹¹下人に耕作させる家父長的奴隷主であった。

さて、では、同じレベルにありながら、しかも有姓の土豪が、片や百姓として、片や侍として戦国大名権力によって掌握される、分離の論理はどこにあるのであろうか。それは、軍役を勤めるか否か、つまり、軍役衆かそうでないか、ということである。彼らが百姓とちがうのは、ただ、年貢上納の義務のかわりに軍役を負担するという点である。

こうしたことは何も後北条氏だけの例ではなく、たとえば甲斐の武田氏の場合も、軍役衆はそれまで名主としてもっていた名田に関して は検地免除などの特権があり、また検地をうけても踏出分は全額没収を免除されており、それに対して、軍役を勤めない者が名主としての

得分を否定され、百姓として把握されており、戦国大名一般に共通するものであったと考えられる。

註① 拙稿「後北条氏領国下の農民諸階層―下中村上町分検地帳の再検討―」（『関東戦国史の研究』所収）。

② 「旧斑目村左平治所蔵文書」（『改訂新編相州古文書』第一巻、七〇―七一頁）。

③ 「判物証文写今川ニ」。

④ 「名古屋市大口氏所蔵文書」。

⑤ 「飯田権太郎氏所蔵文書」（『埼玉の中世文書』一四九頁）。

⑥ 「旧鳩ヶ谷名主喜市所蔵文書」（『新編武州古文書』上巻、四三一―四三二頁）。

⑦ 「北条五代記」巻六。

⑧ 「飯塚馨氏所蔵文書」。

⑨ 「豆州内浦漁民史料」上巻、九一―一〇頁。

⑩ 安良城盛昭「太閤検地と石高制」一〇三頁。

⑪ 大名にとっては軍役増・諸役増をとまなう。

⑫ 佐々木銀弥「戦国の武将」三二二頁。

⑬ 勝俣鎮夫「戦国大名検地に関する一考察―恵林寺領「検地帳」の分析―」（『戦国期の権力と社会』二七―二八頁）。

二、軍役衆の貫高と所領役帳

軍役衆すなわち家臣団を検討していく前に大名領国の構造について一瞥しておきたい。周知のごとく、戦国時代の郷村は大きく分けて、直轄地（＝直領・御領所）と給人の知行地とに分かれていた。知行地は、さらに区分すれば、先祖代々の私領と、戦功等によって与えられた恩給地とからなっているのが一般的である。

直轄地と給人所領とがあったとしても、多くの場合、一つの郷村の中に、ある部分は直轄地として、ある部分は知行地として錯綜しているのが実態であった^①。しかも、下中村上町でみたように、かつて直轄地であったものが、ある時点で本光寺の寺領に寄進されるなど、移動はかなり普遍的であったと思われる。たとえば、元龜元年（一五七〇）四月一〇付の虎印判状^②に、「水窪去年七月迄者為御領所間」とあるように、郷村に視点を置いた場合、その地域にとっても、直轄地と知行地の改廃が行なわれていたことを知ることができる。

さて、そうした知行地からも直轄地からも年貢が上がってくることに変わりはなく、直轄地と知行地とを分けるメルクマールは、直轄地からの年貢は後北条氏に納入されるのに対し、知行地からの年貢は、知行人、すなわち給人^③私領主^④家臣侍に宛行われるといううちがいである。

換言すれば、それら家臣は、年貢納入の義務が免除されるかわりに、その年貢分に該当する軍役を奉仕する義務が課せられたのである。従って、彼ら家臣のことを軍役衆ともよんでいる。「結城氏新法度」^⑤に、

一、五貫の手作持ならば、くそくかふり物もち、くそく馬をはかすへく候、十貫の所帯ならば、一疋一りやうにて被出へく候、十五貫よりうへは陣参いたすへく候、

とあり、所帯、すなわち、所領の多寡によって軍役義務の負担の軽重があったことが知られる。五貫の手作持、十貫・十五貫といった比較的小規模な軍役衆が、実際の合戦における主力部隊となったことはい

うまでもない。

なお、知行と軍役との関係については、すでに別稿^④で明らかにした通り、後北条氏においては、着到状によって明確に関連づけて考察することが可能である。たとえば、道祖土文書^⑤に、

望申田地之事

四貫伍百文 居屋敷分

参貫文 大夫在家

六貫文 孫左衛門尉

四貫文 其以来指上申候 かうち分

参貫五百文 書記分

八貫伍百文 太郎三郎分

同石

以上式拾九貫伍百文

諸公事者□□可為同心候、此年貢之事者、

為給分宛行候、謹言、

享祿三年庚子

十月廿六日 道可（花押）

道祖土図書助殿

とあり、道可とはすなわち岩付城主太田資頼のことであり、孫左衛門尉ら百姓の年貢合計二九貫五〇〇文が、道可より給分として道祖土氏に宛行われたものである。

のち、後北条氏の時代になると、道祖土図書助の知行地は二五貫文

で、太田時代のこうした百姓年貢がその給分となったと思われるが、それに対する彼の軍役義務は、道祖土図書助が馬で出陣し、鎧持一人、指物持一人をひきつれ、あわせて三人で出陣するきまりになっていたのである。

戦国大名今川氏の表現によれば、年貢をとる側が地頭、年貢をとられる側が百姓である。後北条氏においても、百姓は、いかに経営が大であろうとも、年貢を負担する以上、百姓は百姓であったと思われる。「今川仮名目録」でいう「地頭」という表現は「侍」にほかならず、ここに、年貢をめぐって、取る側と取られる側というように、兵農分離が厳然としていた事実をみおとしはならないであろう。ただその侍が、前述のごとく、城下町に常駐せず、自ら農業経営にも深くたずさわっていた点が、近世的な、いわゆる兵農分離後の侍とはちがうところである。

こうして、軍役と知行とは密接な関係があり、侍は、軍役を怠慢すると、即座に所領をとり放たれるという状態におかれていた。後北条氏の着到状によくみられる表現であるが、「一騎一人も不足においては、必々知行を召さるべし」といったことが端的に物語っている。同様な例であるが、もう一点みてみよう。

新舟又五郎毎度御番以下、如着到不致之、
結句代など越由、一段重科候間、知行召上
候間、斎藤右馬亮ニ出置候、家門共出之候
者也、仍如件、

癸酉

(氏姓印判)

卯月十日

大好寺

奉之

逸見平右衛門殿

この場合、新舟又五郎は軍役を定められたように勤めなかつたため、知行を召し上げられ、かわりに斎藤右馬亮に与えられた。おそらく、知行は、百姓からの年貢、さらには新舟又五郎自身の手作経営なども含まれており、さらに一般農民からの加地子得分などがあり、これらが合計されて「所領」と表現されていたと思われる。すでにみたごとく、彼ら軍役衆が、農業経営にタッチし、直接、手作経営を行なっていることをもって、彼らを農民でもあり、武士でもある、すなわち兵農未分離ということが強調されてきたが、このように、百姓と侍は、年貢をめぐってすでに明確に峻別されていた点をみる必要がある。

このような侍と軍役衆の知行は貫高で表現される。それは年貢と密接に関連してくるからであるが、後北条氏の場合の基本は、田一反五〇〇文、畠一反一六五文が標準であった。この数値はもう少し説明する必要がある。

当時、後北条氏の公定米価は、一〇〇〇文で一斗二升であった。五〇〇文ということは、従って六斗ということである。さて、これを太閤検地の中田の石盛である一石三斗が、一反三六〇歩の数値に換算すると一石五斗六升になるので、その内の六斗を年貢として払う計算になる。その割合は三八パーセントになり、ほぼ四公六民であったことが

わかる。⁹⁾ 以上の前提を基礎に、次に、それらの貫高と「小田原衆所領役帳」との関係について検討してみることにする。

貫高制の貫高というのは、一般的には「軍役を中心とする役高」ということになるが、勝俣鎮夫氏は、軍役基準としての貫高（定納分）と段銭などの役の賦課基準となっている貫高が統一されず、二元的構成をとっていることを指摘された。¹⁰⁾

さて、後北条氏の場合、貫高制をみていく上で重要なのは「小田原衆所領役帳」であるが、「所領役帳」は、「知行高を所在地とともに各給人ごとに記録し、それに対する知行役高を明確にしたもの¹¹⁾」というのが、妥当な解釈であろう。しかも、この知行役高に基づいて知行人が負担するのが軍役としての着到以下、大普請・諸役銭などの納入義務である。

池上氏は、この「所領役帳」に記載された貫高を定納高とみ、それは、領主の実際の収取高であったととらえ、「所領役帳」の作成意図を、単に後北条氏が軍役量を決定するためのものではなく、現実に給人の農民収奪高を決定するものとして機能するものであることを明らかにされたが、¹²⁾ 以下この点を二・三の史料をもとに検討してみたい。

岡本太郎左衛門子孫無之候付而、手代之儀

申付候、然者東郡吉岡郷乙卯歳検地、五拾

九貫八百文定納之内、式拾貫四百文扶持給

ニ出候、残卅七貫四百文之処、速相納可致

御蔵収候状如件

天文廿四年^(虎印)乙卯十二月三日

岡本八郎左衛門殿

これは後北条氏の虎印判状¹³⁾であるが、ここに記載された数値が「所領役帳」と一致するのである。岡本八郎左衛門は、御馬廻衆として次のようにみえている。

一岡本八郎左衛門

五拾九貫八百文 甲子検地辻

東郡吉岡

此内卅貫文 手代之者三人ニ被下

東郡吉岡とは、高座郡綾瀬町吉岡で、甲子検地とは天文二三年（一五五四）の検地のことをさす。「所領役帳」にみえる岡本八郎左衛門の貫高は五九貫八〇〇文で、この数値はさきにもみた虎印判状では、「定納」の額とイコールであり、このことから、「所領役帳」の貫高は年貢の定納高であったことが明らかである。

もう一点、最近新しく発見された虎印判状¹⁴⁾をみてみよう。

飯倉郷左近私領卅九貫文、此外内所務卅貫

文、公方領卅貫文、以上九拾九貫文、此分

請取可申者也、仍如件、

戊八月廿九日^(虎印) 石卷勘解由左衛門尉^奉

本田とのへ

この戊は他の本田文書との関連から永禄五年（一五六二）と推定さ

れる。さて、ここで、飯倉郷に注目し、「所領役帳」を調べると、やはり御馬廻衆の中にある大草左近大夫が飯倉に關係あり、しかも「左近」が大草左近大夫と同一人という關係も明らかになってくる。比較のため「所領役帳」を引くと、

一大草左近大夫

百三拾貳貫百八文

東郷下矢部

此外三拾貫文曰損不作棟別屋敷共ニ引方

卅九貫七百八十文

飯倉之内前引

此外三拾貫百八拾六文 御藏納

以上百七拾壹貫八百八拾六文

拾貫文

御藏出

以上

とあり、「飯倉郷左近私領卅九貫文」は、永祿二年の段階であったのが、永祿五年には本田氏に宛行われていることを知る。しかも、「公方領卅貫文」というのは直轄地であることを意味するが、「所領役帳」にみえる「三拾貫百八拾六文 御藏納」とほぼ一致し、このことから「御藏納」が、後北条氏の直轄地で蔵入りであったことが明らかとなる。

つまり、「所領役帳」の貫高は、従来いわれるごとく、単に各人の役高を明記したもの、逆のいい方をすれば、所領高（知行高）を明記したものではないという理解ではなく、むしろ、給人の私領、すなわち所領高を書きあげ、年貢定納高を記載したものであったことがうか

戦国大名後北条氏の百姓と侍

がわれるのである。要するに、「所領役帳」は、軍役・諸役賦課のための台帳というよりは、そこには年貢定納額も概念化された、後北条氏給人すなわち家臣・軍役衆・侍の、永祿二年（一五五九）の時点での農民からの収奪高を書きあげたものと考えられる。もちろん、農民からの年貢がそのまま給人の知行とされるのが一般的であるが、給人によっては、農民からの収奪高そのものが所領として宛行われていたとは限らず、また逆に、給人によっては、「所領役帳」に記載された以外にも所領を持っていた可能性があり、その意味でも、「所領役帳」の貫高は、知行高とみなしうるが、厳密に言えば、全くのイコールではないということがいえよう。

註① 拙稿「戦国大名後北条氏の権力機構」（『民衆史研究』第一号）および勝守すみ「後北条氏御領所（直轄地）の研究」（『史潮』六九号）を参照。

② 「長教寺文書」（『静岡県史料』第一輯、六三四頁）。

③ 「中世法制史料集」第三卷、二四四頁。

④ 拙稿「戦国期土豪の知行と軍役―後北条氏着到状の紹介を中心として―」（『民衆史研究』第一二号）および「戦国動乱期の階級闘争と村落構造」（『歴史学研究』一九七四年度別冊）。

⑤ 「旧下八ツ林村郷助所蔵文書」（『新編武州古文書』上巻、五三三―五三四頁）。

⑥ 「旧池辺村名主金藏所蔵文書」（同右書、三二九頁）。

⑦ 「山口福一郎氏所蔵文書」（拙編『北条氏邦文書集』四四号）。

⑧ 佐脇栄智「後北条氏の貫高制についての一考察」（『日本歴史』二七一号、七六頁）。

⑨ 『横浜市史』第一巻、四〇一頁。

- ⑩ 前掲勝保論文、二〇頁。
- ⑪ 池上裕子「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開―後北条領国の場合―」『戦国期の権力と社会』三九頁。
- ⑫ 同右、六〇、六四頁。
- ⑬ 「安得虎子」一〇。
- ⑭ 杉山博校訂『小田原衆所領役帳』四六頁。
- ⑮ 関口正八氏の発見にかかる「本田輝雄氏所蔵文書」前掲⑭書、三九頁。
- ⑯ 同右書、一頁。
- ⑰ 「所領役帳」の貫高と知行宛行状の貫高の一致するものについては、前掲④の拙稿を参照。
- ⑱ 伊礼正雄『小田原衆所領役帳』研究への提言（『関東戦国史の研究』二二―頁）。

三、軍勢徴発された有力百姓

村落における実態は同じような農業経営を営む有力名主としての土豪が、片や年貢を負担する百姓として掌握され、片や軍役を負担する侍として把握されるわけであるが、侍を象徴するものは「一疋一領」、すなわち馬と鎧であった。

後北条氏の着到状には「一騎馬上」といった表現が散見し、一騎すなわち馬に乗って出陣すべく義務づけられていたのが侍＝軍役衆、つまり後北条氏の給人であり、その給地が二五貫文の場合、大体着到状に定められた軍役の人数は三人であるので、本人以外に残りの二人を率いて戦陣に参加しなければならなかった。残りの二人というのは、その給人に隷属する家内下人、あるいは、近江の井戸村氏の例に明ら

かなような、小作人が、小作料免除の条件で被官化したりする者であった。

従って、「所領役帳」を基礎に定められた軍役のほぼ三分の二は、そうした農民であったことがわかる。ちなみに、「所領役帳」の貫高を合計してみると七万二一六八貫余となり、これを着到状の軍役平均七貫につき一人^②という計算をしてみると、後北条氏の総軍勢は一万人という数値が得られる。この一万人という数が、永禄二年段階の後北条氏の最大動員軍事力であったと思われる。というのは、「所領役帳」の作成された永禄二年と時代的なずれの少ない天文一五年（一五四六）、いわゆる河越夜戦が行なわれた時の氏康の動員できた兵力は最大限で八千だったからである。

ところが、天正末年、秀吉の小田原征伐を迎えた段階での後北条氏の兵力は三万五〇〇〇を越えていたことが明らかであり、永禄二年の一万から三倍半となっている。これを、ただ後北条氏の領国が永禄二年の段階にくらべ、上野・下野・上総・下総・安房にまで拡大された結果とみるのは誤まりであろう。やはり、池上氏も指摘される通り、村落の有力百姓層を半強制的に編成しようとした大量動員体制による結果とするべきであろう。

領国拡大による量的兵力の増強はもちろんだにしても、こうした末組織農民の軍事動員＝侍化という質的増強が、三倍半の実態ではなかったかと考える。百姓に対する軍勢徴発がどのようになされたのかについては池上論文にくわしいのでここでは省略するが、とにかく、

給地を宛行われず、ただ棟別錢を赦免されただけで「大途之御被官」として掌握された持田氏ちのような部分が急激に増加していったのである。

しかもそうした大途被官化が、それまで後北条氏によって一貫して「百姓」ととらえられてきた「名主」にまでおよんでいたことが明らかであり、後北条氏家臣団編成の新たな段階に至ったものということができるであろう。従来の後北条氏領国における兵農未分離状態のいわゆる「兵農」概念は、この段階の軍勢徴発された有力百姓がイメージ化されていた点に混乱の原因があったように思われるのである。

註① 拙稿「戦国期土豪論―北条氏邦の家臣団と村落―」（『日本史研究』一五二五号）。

② 前掲拙稿『民衆史研究』第一二二号）。

③ 前掲池上論文、九二頁。

④ 「持田英孝氏所蔵文書」（『北条氏邦文書集』五八号に、「一むねへつ御しやめんの上ハ、いづれも大途之御ひくわんたるへく候間、しよとうくよくくたしなミ、はしりめくるへき事」とみえる）。

四、近世的村方三役の先駆

以上みてきたような軍役衆、すなわち侍は、史料上は「地頭」とか「領主」といった表現であらわれるが、後北条氏直轄地の代官には彼ら侍が任せられており、従って、「代官」・「地頭」・「領主」は侍身分である。

それに対し、百姓はもちろん「百姓」としてあらわれるが、その他、

戦国大名後北条氏の百姓と侍

「小代官」・「名主」・「百姓頭」とみえるのも百姓身分であり、その内、「小代官」と「名主」は史料上みる限りでは有姓百姓である。つまり、姓を有し、しかも在村するという彼らの生活実態からは、「代官」・「地頭」・「領主」といった侍身分と、「小代官」・「名主」という百姓身分には根本的なちがいはない。前述したごとく、軍役の負担の有無が分離の根幹となっている。

このようにみてみると、後北条氏領国下の名主が荘園制下の名主とは異なる存在であったことがわかる。この点で、戦国大名検地施行後の名主は荘園制下の名主ではなく、近世の名主なぬし・庄屋にあたることされる勝俣氏の指摘①は重要な意味をもってくる。要するに、荘園制下の名主にあたるもの、すなわち年貢負担農民としての名主は、戦国大名領国制下における百姓にはかならず、戦国大名領国制下の名主は近世の名主に該当するのである。永原慶二氏も、この段階の名主は、代官とならぶ郷村支配の任務を与えられ、その目的から設置されたとし、末端支配機能を担う村役人的役割を負わせられたことを明らかにしている。②

さて、では、この戦国大名後北条氏領国制下の名主はどのような存在だったのであろうか。以下に、その村役人的性格を示すものと思われる名主免・名主給といった職務に対する給分について明らかにしてみよう。

後北条氏治下の名主が、検地によって、名主としての職務に対する給与を与えられていることはいくつかの文書によって確かめることが

できる。たとえば、検地書出の中に、年貢定納分からさし引かれるものの中に、名主としての職務に対する給与が含まれている場合がある。その一例として「原宿当検見御書出」には、

(前略)

合廿三貫三百廿四文 当検見踏之辻

此内引物

三百文 神田

一貫文 損免并料共ニ

五百文 代官給

五百文 名主免

五百文 定使給

以上二貫八百文 諸色引之

残而

廿貫五百廿四文 当納

(後略)

とあるごとく、代官給や定使給とならび、「名主免」として、五百文が名主に宛行われているのである。同様の例は、斑目郷（斑目郷）においても見られ、ここでも定使給とならんで、名主給壹貫五百文が書き出されている。斑目郷では、名主給として給恩であることが明らかであり、名主免も実体は名主給と同じである。

さて、時代が下って天正一九年（一五九一）、すでに後北条氏は滅び、徳川家康の関東入部後のことであるが、武蔵国荏原郡馬引沢村の

検地が行なわれた際、その名主縫殿助に対して、「名主免」として年貢免除の措置がとられていた。こうした検地の際における名主に對する「名主免」の存在は、後北条氏時代と徳川家康時代の「名主」の性格がすでに同じものであったことを示すものにほかならない。もう一例、後北条氏時代のものをあげてみよう。

北谷之内、西之屋敷付之下地、自前々名主

免ニ候間、此度御検地帳ニも除之、出置候、

其谷中之儀無如在可走廻者也、仍如件、

戌

十月十九日

(氏印判)

飯塚和泉守殿

この文書は、鉢形城主北条氏邦の印判状で、戌は天正一四年（一五八六）である。ここで、上野国三波川の北谷の名主が飯塚和泉守であり、彼の住む西の屋敷付の下地は、以前より名主免として、検地の繩除けの待遇をうけていたことが知られる。前述の馬引沢村の例といひ、この飯塚和泉守の例といひ、名主免が検地の際の繩除けとして認められることが明らかである。その他、「持田文書」によっても、持田四郎左衛門の土地が、文禄四年（一五九五）一月九日付、検地案内人内藤左衛門・袴田七右衛門・河下平次左衛門三人連署の書状で、繩除けされたことが知られ、永禄―天正―文禄と、名主免としての繩除けが一貫しており、この点にも、戦国期、とりわけ、戦国大名検地施行後の名主は、すでに、近世的な名主であり、「なぬし」と呼ぶべ

き存在であったことが明らかである。

結論的にまとめてみると、戦国期の百姓は年貢負担者のことであり、百姓の中の有力なものが名主となり、それは、中世的な名主とは異なり、すでに近世的な名主Ⅱ庄屋に該当するものである。従って、戦国期村落における名主は土豪とイコールといえることができるが、彼は百姓であり、同じ土豪の範疇に属しながら、軍役を奉仕する部分が侍であった。

最後に小代官について論及しておきたい。さきに、小代官・名主は有姓百姓であるとしたように、史料上のあらわれ方は「小代官・百姓」あるいは「小代官・名主」であり、明らかに侍身分としての代官とは区別される存在であったことが知られる。すでに代官が侍身分、小代官は百姓身分であるという指摘は中丸和伯氏によってなされており、鈴木良一氏も、小代官は百姓の代表者であり、それを使用しなければ、百姓を支配できなくなったとともに、百姓の力を吸収して、在地領主（≡知行人）と百姓を切りはなそうとしたとされる。

ところで、後北条氏領国において、「小代官」は当初より存在していたのではなく、文書の上から確認されるのは、永禄五年（一五六二）あたりからである。それは、氏康による税制改革以後、すなわち、段銭・懸銭・城米銭の納入責任者として登場してきており、「小代官」という役職が何を主たる任務に設置されたかある程度うかがうことができる。

小代官について本格的な解明を試みられた下山治久氏は、小代官に

戦国大名後北条氏の百姓と侍

なった家を「郷村に基盤をもち、開発領主としての生活基盤をもつと同時に、半武士的な生活よりもむしろ大百姓としての性格が濃い家の人達であった」と規定し、天文から永禄にかけての郷村の階級分化から生まれた一つの階層で、戦国大名領国下における郷村の新しい実力者としての地位を築いた有力百姓としての郷村の代表であったとされた。

もちろん、百姓として掌握された小代官も、天正末年の大量動員体制下において着到状をうけるような侍もあり、個々の具体例としては、皆が皆百姓身分であったということにはならないが、基本的には百姓として、後北条氏の郷村支配の末端に位置づけられている。

その面では小代官は名主と同じ役割を任せられていたものと思われるが、ただ、小代官と名主の職掌上のちがいがどの辺にあるのかは今のところ不明である。下山氏の調査によれば、小代官あての文書および文中に小代官の記載のある文書の圧倒的多数（九七パーセント）は小田原本城主の発給したものであり、支城領におけるそれはわずか三パーセント強にすぎないのである。このことから予想されることは、小代官と名主は、村役人としての職掌についてはほとんど一体のものではなかったかということである。ただ、小代官のみえる郷村宛の文書を手細に検討してみると、人改め、軍勢徴発、段銭などの諸役銭の徴収などに多くみえ、名主は主として年貢徴収の關係に多くみえる。このあたりが小代官と名主のちがいであると考えられるが、もちろん、地域により年代により、そのちがいが絶対的なものでないこと

は明らかである。今後の課題としたい。

いずれにせよ、後北条氏時代の郷村には、小代官・名主・百姓頭といった三様の村役人がおり、彼らが後北条氏の郷村支配の末端をなす部分であった。前述のごとく、名主には名主免という形での免、すなわち給分が与えられ、また、小代官の場合にはそのような給分が与えられていたか否かは明らかではないが、「小代官もらい」¹⁴といった表現にみられるような何らかの得分が保障されていたようである。彼らが、近世の名主（庄屋）・組頭（長百姓・年寄）・百姓代といった村方三役の先駆をなすものであることは、以上の検討によって明らかであろう。

註① 前掲勝俣論文、三一頁。

② 永原慶二「大名領国制下の農民支配原則」〔『戦国期の権力と社会』一四四―一四五頁〕。

③ 「平林寺文書」〔『新編武州古文書』上巻、四二〇―四二二頁〕。

④ 「旧斑目村左平治所蔵文書」〔『改訂新編相州古文書』第一巻、七〇―七一頁〕。

⑤ 名主給米の年貢米に対する比率は、斑目郷の場合一・一パーセント、原宿郷の場合二・四パーセントである。この数値を近世の名主に対する給米と比較するとどうなるだろうか。一例として、『葛飾区史』上巻、四六〇頁所収の給米比率をみると、二〇〇―一五〇石の場合二俵、二〇〇―一三〇石の場合四俵、四〇〇―一六〇石の場合五俵となっている。一俵四斗の計算でいくと、年貢米に対する近世の名主給の比率は〇・八パーセントである。

⑥ 『新修世田谷区史』上巻、五〇〇頁。

⑦ 『豆州内浦漁民史料』上巻、九一―一〇頁。

⑧ 彼は北条氏邦の臣猪俣邦憲から五貫文の知行を与えられ、境目の所用の時は谷中の野伏を集め参陣すべきことを求められている。天正末年の、百姓に対する軍勢徴発の事例としても重要である。

⑨ 「持田英孝氏所蔵文書」〔『花園村史』一七〇―一七一頁〕。

⑩ 中丸和伯「戦国大名論―村落構造を中心として―」〔『歴史学研究』二四〇号、一一頁〕。

⑪ 鈴木良一『戦国の動乱』二六二頁。

⑫ 下山治久「後北条氏の郷村支配と小代官」〔『藤沢市史研究』八号、三四頁〕。

⑬ 同右論文、二七―二八頁。

⑭ 「植松文書」〔『静岡県史料』第一輯、五五七頁〕。

おわりに

ふつう、名主というのは、もと名田の地主の意味であったものが、江戸時代にはいり、村役人の称となったといわれている。しかし、それがいつ、いかなる理由から名主といわれるようになったかについては、必ずしも明らかにはされていない。

戦国大名検地後の中世名主^{みょうしゆ}は、すでに近世名主^{なぬし}と同じであろうという提言に従い、この問題を考えてみると、武田氏領国において、戦国時代すでに「名ぬし」とよばれていた痕跡のあること^①、また、前述したごとく小田原滅亡後の天正一九年（一五九一）、後北条氏領国下における名主免と同じ名主免が武蔵国荏原郡馬引沢村の検地帳にみえることなどから、天正一八年（一五九〇）、関東に入った徳川家康が、郷村支配のために、後北条・武田領国下に展開していた名主をそのまま村

役人としての名主に任用したのではないかと推測することも可能であろう。

つまり、近世の名主の呼称は、戦国期後北条氏時代の名主の呼称をそのまま後北条氏の遺領に入った徳川家康によって継承されたものと考えられる。このことは、後北条氏滅亡後、秀吉の郷村宛の禁制などを、彼ら後北条氏の村役人であった小代官や名主が受領し、郷村における地位を確固として、そのまま幕藩体制下に組み込まれていったことと無関係ではないと思われる。

註① 前掲永原論文、一四六頁。